

5 / 2 6 (水) の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル



報道発表資料の配付日時 5月26日(水) 11時30分

発表項目 (行事名)	北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	北海道水産林務部では、「北海道水産業・漁村振興審議会」の新たな委員の公募を別紙のとおり開始しましたのでお知らせします。		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	道政記者クラブには5月24日に配布済
	同時レク		

担当 (連絡先)	産業振興部 水産課長 稲川 淳 TEL ダイヤルイン 0162-33-2942 (内線2600) 担当者: 漁政係長 津田 藤典 TEL ダイヤルイン 0162-33-2532 (内線2611)		
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募のお知らせ

北海道では水産施策に道民の皆様の声を反映させるため、「北海道水産業・漁村振興審議会」の委員を募集します。

※「北海道水産業・漁村振興審議会」は、北海道水産業・漁村振興条例第22条の規定に基づき、条例に基づく事項の処理を行うほか、北海道の水産業・漁村の振興に関して幅広く意見をうかがうために設置しています。現在15名の委員で構成されておりますが、本年8月に委員の任期が満了となります。

<<応募要領>>

応募資格	次のすべての条件を満たす方 ① 北海道に居住する満20歳以上の女性（令和3年8月1日現在） ② 水産業について幅広い見識と関心を有する者で、審議会の会議に出席できる方（年数回、札幌市内を予定） ③ 国または地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）以外の方
公募人員	1名
委員の任期	令和3年8月から～令和5年8月まで（任命の日から2年間）
応募方法	提出書類 ① 応募用紙 「応募用紙」に必要事項を記入してください。 ② 作文 次のテーマについて1,200字以内にまとめてください。 「本道水産業が魅力ある産業であるために、今何をすべきか」

	<p>※「応募用紙」は各（総合）振興局の水産課に備えてあります。また、道庁のホームページからもダウンロードできます。（PDF・Word）</p> <p>※「作文」は400字詰原稿用紙または別添用紙を使用して作成してください。</p>
応募期間	令和3年5月24日（月）～令和3年6月23日（水）
提出方法	下記提出先へ郵便または電子メールで送付してください。
選考	選考委員会において、提出された作文及び応募用紙記載内容により選考します。
委員の仕事	知事が任命した学識経験者等の委員とともに、水産業及び漁村の振興に関する重要事項の調査審議を行います。
報酬等	審議会に出席した場合は、規定に応じて報酬及び旅費をお支払いします。

お問い合わせ・提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部総務課水産企画係

T E L : 011-204-5457

メール : suirin.soumu1@pref.hokkaido.lg.jp

北海道水産業・漁村振興審議会委員の公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道水産業・漁村振興条例（平成14年3月29日北海道条例第3号）に基づき、知事の附属機関として設置している北海道水産業・漁村振興審議会（以下「審議会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 北海道に居住する満20歳以上の女性（令和3年8月1日現在）
- (2) 水産業について幅広い見識と関心を有する者で、審議会の会議に出席できる者
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）以外の者

(応募方法)

第3条 前条の応募をしようとする者は、水産林務部長が定める応募用紙と水産林務部長が定める水産業・漁村に関するテーマについての作文を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員は、水産林務部水産局長及び庁内の課長相当職のうちから、水産林務部長が指名する者の計5人で組織する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長には、水産林務部水産局長の職にある者をもって充てる。
- 5 選考委員会は、必要に応じ、選考委員長が召集する。
- 6 選考委員会の庶務は、水産林務部総務課において処理する。

(委員の選考)

第5条 委員の選考は、選考委員会において行うものとする。

- 2 委員の選考にあたっては、第3条の規定により提出された作文のほか、活動分野・年齢・地域のバランスを考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

附則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。